

捜 索 調 書 (謄 本)

年 月 日

地域振興局 印
徴税吏員

下記滞納県税徴収金につき滞納処分のため、国税徴収法第 1 4 2 条の規定により捜索しましたので、
国税徴収法第 1 4 6 条第 1 項の規定によりこの調書を作ります。

滞 納 者		住 (居) 所					氏 名 又は名称			
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考
					円	法律による金額 円	円	円	円	
						//				
						//				
						//				
	計					//				
捜索した場所又は捜索を受けた第三者の住 (居) 所、氏名等										
捜 索 し た 日 時			年 月 日 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後							
備 考	下記 (次 葉) の財産を 占有 した 搬出									
上記の捜索に立ち会い捜索調書謄本を受領しました。 年 月 日 ()					救 済 1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内 (以下「不服申立期間」といいます。) に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書 (正副 2 通) は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内 (以下「出訴期間」といいます。) に、新潟県を被告として (訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。) 、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。					
捜索調書謄本 (捜索を受けた者あて) を受領しました。 年 月 日 ()										
この謄本は原本と相違ないことを証明する。 年 月 日 地域振興局 徴 税 吏 員 印										

(注) 延滞金及び滞納処分費は、この調書作成の日までのものです。

捜 索 調 書 謄 本 (次 葉)

年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考
				円	法律による金額 円	円	円	円	
滞 納 県 税 徴 収 金					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
搬 出 し た 財 産	名 称 ・ 性 質 そ の 他								数 量

質 問 て ん 末 書				
申述書	住(居)所			
	氏 名	(滞納者との関係)		
	職 業		年令	
質問者	所 属			
	職 氏 名			
録取者	所 属			
	職 氏 名			
質問、申述の日時		年 月 日 時 分から 時 分まで		
質問、申述の場所				
質 問 、 録 取 の 手 続		質問者の質問に対し、申述者は任意応答申述したので、このてん末を 録取し、申述者はこれに誤りのないことを確認 して署名した。 申述者の閱讀による 録取者の読みあげによる		
申 述 書 の 署 名				
質 問 の 要 旨		滞納者 の について		
質 問 、 申 述 の 内 容		(次葉以下のとおり)		

聴 取 書				
申 述 書	住(居)所			
	氏 名	(滞納者との関係)		
	職 業		年令	
聴取者	所 属			
	職 氏 名			
聴 取 の 日 時		年 月 日 時 分から 時 分まで		
聴 取 の 場 所				
聴取の手續		聴取者、申 述 者 の 任 意 申 述 を 録 取 し、申 述 者 は こ れ に 誤 り の な い こ と を 確 認 [申 述 者 の 閲 読 に よ る 聴 取 者 の 読 み あ げ に よ る] し て 署 名 し た。		
申 述 書 の 署 名				
聴 取 の 要 旨		滞納者 の について		
申 述 の 内 容		(次葉以下のとおり)		

担保権設定等財産差押通知書

(権利者) 年 月 日
様

地域振興局長
徴税吏員 回

下記の滞納県税徴収金を徴収するため、あなたが担保権を設定した下記財産を差し押さえました。
国税徴収法第55条の規定により通知します。

滞納者		住(居)所					氏 名 又は名称				
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考	
					円	法律による金額 円	円	円	円		
						〃					
						〃					
						〃					
						〃					
						〃					
	計										
差 押 財 産 及 び 財 産 上 の 権 利 等	差 押 財 産							権 利 の 内 容			
差 押 年 月 日		年 月 日		連 絡 先							
				所 属		氏 名		電 話			
差押書等送達年月日		を送達 年 月 日									

注 延滞金及び滞納処分費は、この通知書作成の日までのものです。



財 産 の 差 押 換 請 求 書										
年 月 日										
地域振興局長 様										
請求者 住（居） 所 氏名又は名称										
国税徴収法第50条第1項の規定により、下記のとおり財産の差押え換えを請求します。 第51条第2項										
滞納者又は被相続人		住（居）所								
		氏名又は名称								
滞納 県税 徴収 金	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考
					円	法律による金額 円	円	円	円	
						//				
						//				
						//				
	滞納県税徴収金の総計									
差押 さ え ら れ て い る 財 産	名 称 ・ 性 質 及 び 所 在				数 量		差押換請求者の権利の内容			
	差 押 年 月 日				年 月 日					
新 た に 差 押 え を 請 求 す る 財 産	名 称 ・ 性 質 及 び 所 在				数 量		価 額			

(注) 1 「滞納者又は被相続人」欄の記載にあたっては、「滞納者」又は「被相続人」の文字のうち該当しない方を
まっ消するとともに、請求者が相続人である場合は「住（居）所」欄に被相続人の死亡時の住（居）所を記載し
てください。
2 相続人が差押換えを請求する場合には、「差押換請求書の権利の内容」欄は記載する必要はありません。

取 上 調 書 (謄 本)				
様 年 月 日 地域振興局 印 徴税吏員 滞納処分上必要があるので、国税徴収法第 条の規定により下記書類を取り上げます。				
滞 納 者	住 (居) 所		氏 名 又は名称	
証書等を占有 する第三者	住 (居) 所		氏 名 又は名称	
取 り 上 げ た 証 書 等	証 書 等 の 名 称		差 押 財 産	
取上調書謄本を受領しました。 年 月 日 立会人 ()		救 済 1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。		
取上調書謄本（処分を受けた者あて）を受領しました。 年 月 日 ()				
この謄本は原本と相違ないことを証明する。 年 月 日 地域振興局 印 徴 税 吏 員				

差 押 換 拒 否 通 知 書

(請求者)

様

年 月 日

地域振興局長
徴税吏員

印

あなたから請求のあった財産の差押換えについては、下記の理由により請求に応じられませんので
 国税徴収法 第50条第2項
 第51条第3項 の規定により通知します。

滞納者又は 被 相 続 人	住（居）所	
	氏 名 又は名称	
差 押 換 え を 拒 否 す る 理 由		
差 し 押 え ら れ て い る 財 産	名 称、性 質 及 び 所 在	数 量
新 た 請 求 す る 差 押 え を し る 財 産	名 称、性 質 及 び 所 在	数 量
差 押 換 請 求 の 年 月 日		救 済 1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
年 月 日		
差押換請求の目的となった財産の差押年月日		
年 月 日		
連 絡 先		
所 属	氏 名	

受付印

第20号様式

差 押 換 請 求 財 産 の 換 価 申 立 書

年 月 日

地域振興局長 様

申立者 住（居） 所
 氏名又は名称

さきに拒否された下記財産について、国税徴収法第50条第3項の規定により、換価の申立てをします。

滯納者

住（居）所

氏名又は
名称

換価を申立てる財産

名称・性質及び所在

数 量

額		価
100	100	100
90	90	90
80	80	80
70	70	70
60	60	60
50	50	50
40	40	40
30	30	30
20	20	20
10	10	10
0	0	0

差押換拒否通知書を受けた年月日

年 月 日

保険等に付されている財産の差押通知書

年 月 日

様

地域振興局長

徴税吏員

印

下記のとおり、財産を差し押さえましたので、国税徴収法第53条第1項の規定により保険金又は共済金は、当地域振興局に支払わなければならないことになりますから通知します。

(保険者等交付用)

滞 納 者		住 (居) 所				氏 名 又は名称				
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	加算金		滞納処分費
					円	法律による金額 円	円	円	円	円
						〃				
						〃				
						〃				
						〃				
計					円					
差 押 財 産	名 称、数 量、性 質、所 在 等									
差 押 年 月 日					年 月 日					
備 考										

(注) 延滞金及び滞納処分費は、この通知書作成の日までのものです。

連 絡		先
所 属	氏 名	電 話

保険者等に差押通知をした旨の通知書

年 月 日

様

地域振興局長

印

徴税吏員

下記の財産を差し押さえた旨を本日保険者(共済事業者)に通知しましたので、国税徴収法第53条第1項の規定により、保険金又は共済金は、当該保険者(共済事業者)から、当地域振興局に支払わなければならないこととなりますから通知します。

(滞納者交付用)

滞 納 者		住(居)所					氏 名 又は名称			
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	加算金		滞納処分費
					円	法律による金額 円	円	円	円	円
						〃				
						〃				
						〃				
						〃				
	計				円					
差 押 財 産	名 称、数 量、性 質、所 在 等									
差 押 年 月 日				年 月 日						
備 考										
	保 険 者(共済事業者)					連 絡		先		
						所 属	氏 名	電 話		

(注) 延滞金及び滞納処分費は、この通知書作成の日までのものです。

差 押 調 書 (謄 本)										
年 月 日										
地域振興局 徴税吏員										
下記滞納県税徴収金が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税徴収金を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、下記の財産を差し押えましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作ります。										
滞 納 者		住 (居) 所					氏 名 又は名称			
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限 督促状 發付日	税 額	延滞金		加算金	加算金	備 考
					円	法律による金額 円	円	円	円	
						//				
						//				
						//				
						//				
						//				
	計					//				
差 押 財 産	名称、性質及び所在							数 量		封印箇所
滞納処分のため捜 索した場所又は物						検索日時		年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 午前 時 分まで 午後		
上記の捜索に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。 年 月 日 () 氏名					救 済					
差押調書謄本 () であて)を受領しました。 年 月 日 () 氏名					1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(以下「出訴期間」といいます。)に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。					
上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を国税徴収法第60条第1項の規定により命じます。(理由) 使用収益を許可します。 年 月 日 様 地域振興局 徴 税 吏 員 印					この謄本は、原本と相違ないことを証明する。 年 月 日 地域振興局 徴 税 吏 員 印					

(動 産 ・ 有 価 証 券 用)

(注) 1 上記差押財産は、滞納県税徴収金が完納されたとき差押えを解除します。
2 延滞金及び滞納処分費は、この差押調書作成の日までのものです。

(次 葉)

[illegible][illegible]

取扱電話局

第22号様式の2

差 押 調 書 (謄 本)										
年 月 日										
地域振興局長 徴税吏員										
下記滞納県税徴収金が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税徴収金を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、下記の財産を差し押えましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作ります。										
滞 納 者		住 (居) 所					氏名又は 名 称			
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限 督促状 發付日	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考
					円	法律による金額 円	円	円	円	
						〃				
						〃				
						〃				
						〃				
						〃				
	計					〃				
差 押 財 産	電 話 加 入 権									
	局 番	電話番号		電話機の設置場所					備 考	
この謄本は原本と相違ないことを証明する。					救 済					
年 月 日					1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当該地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。					
地域振興局長 徴 税 吏 員					2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。					
連 絡 先										
所 属	氏 名		電 話							

(注) 1 滞納県税等が完納された場合は、上記財産の差押えを解除します。
2 延滞金及び滞納処分費は、この差押調書作成の日までのものです。

差 押 調 書 (謄 本)

年 月 日

地域振興局長
徴税吏員

下記滞納県税徴収金が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税徴収金を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、下記の財産を差し押えましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作ります。

滞 納 者		住 (居) 所					氏 名 又は名称				
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限 督促状 發付日	税 額	延滞金	加算金	加算金	備 考		
					円	法律による金額 円	円	円	円		
						〃					
						〃					
						〃					
						〃					
						〃					
	計					〃					
差 押 財 産	(名称、数量、性質及び所在)										
この謄本は原本と相違ないことを証明する。						救 済					
年 月 日						1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内と地方税法第19条の4（審査請求期間の特例）に規定する日又は期限とのうち、いずれか早い日又は期限（以下「不服申立期間」といいます。）までに、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。（(2)及び(3)に該当する場合であっても、地方税法第19条の13（滞納処分に関する出訴期間の特例）において準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。） (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。					
地域振興局長 徴 税 吏 員											
印											
連 絡 先											
所 属		氏 名		電 話							

(注) 1 滞納県税等が完納された場合は、上記財産の差押えを解除します。
2 延滞金及び滞納処分費は、この差押調書作成の日までのものです。

差 押 調 書（謄 本）											
年 月 日											
地域振興局 徴税吏員											
下記滞納県税徴収金を徴収するため、下記処分理由により、国税徴収法第47条第 項 の規定に基づき、下記の財産を差し押えましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作ります。											
滞 納 者		住（居）所						氏 名 又は名称			
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限 督促状 発付日	税 額	延滞金		加算金	加算金		備 考
					円	法律による金額 円	円	円	円		
						〃					
						〃					
						〃					
						〃					
						〃					
	計					〃					
差 押 財 産	名称、性質及び所在								数 量		封印箇所
滞納処分のため捜 索した場所又は物						検索日時		年 月 日		午前 時 分から 午後 時 分まで 午前 時 分まで 午後	
処 分 理 由											
上記の捜索に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。 年 月 日 （ ）氏名						救 済 1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。					
差押調書謄本（ ）あて）を受領しました。 年 月 日 （ ）氏名											
上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を国税徴収法第60条第1項の規定により命じます。（理由 ） 使用収益を許可します。 年 月 日 様 地域振興局 徴 税 吏 員 印						この謄本は、原本と相違ないことを証明する。 年 月 日 地域振興局 徴 税 吏 員 印					

（動産・有価証券用）

（注） 1 上記差押財産は、滞納県税徴収金が完納されたとき差押えを解除します。
2 延滞金及び滞納処分費は、この差押調書作成の日までのものです。

取 扱 電 話 局

第22号様式の5

(電 話 加 入 権 用)

差 押 調 書 (謄 本)										
年 月 日										
地域振興局長 徴税吏員										
下記滞納県税徴収金を徴収するため、下記処分理由により、国税徴収法第47条第 項 の規定に基づき、下記の財産を差し押えましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作ります。										
滞 納 者		住 (居) 所				氏名又は 名 称				
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限 督促状 発付日	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考
					円	法律による金額 円	円	円	円	
						"				
						"				
						"				
						"				
						"				
計						"				
差 押 財 産	電 話 加 入 権									
	局 番	電話番号			電話機の設置場所				備 考	
処 分 理 由										
この謄本は原本と相違ないことを証明する。 年 月 日 地域振興局長 徴 税 吏 員						救 済				
連 絡 先						1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。				
所 属		氏 名		電 話						

(注) 1 滞納県税等が完納された場合は、上記財産の差押えを解除します。
2 延滞金及び滞納処分費は、この差押調書作成の日までのものです。

(第三債務者等がある無体財産権等用)

差 押 調 書 (謄 本)																	
年 月 日																	
地域振興局長 徴税吏員																	
下記滞納県税徴収金を徴収するため、下記処分理由により、国税徴収法第47条第1項の規定に基づき、下記の財産を差し押えましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作ります。																	
滞 納 者		住 (居) 所						氏 名 又は名称									
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限 督促状 発付日	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考							
					円	法律による金額 円	円	円	円								
						〃											
						〃											
						〃											
						〃											
						〃											
	計					〃											
差 押 財 産	(名称、数量、性質及び所在)																
処 分 理 由																	
この謄本は原本と相違ないことを証明する。						救 済											
年 月 日						1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内と地方税法第19条の4（審査請求期間の特例）に規定する日又は期限とのうち、いずれか早い日又は期限（以下「不服申立期間」といいます。）までに、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。（(2)及び(3)に該当する場合であっても、地方税法第19条の13（滞納処分に関する出訴期間の特例）において準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。） (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。											
地域振興局長 徴 税 吏 員												印					
連 絡 先																	
所 属		氏 名		電 話													

(注) 1 滞納県税等が完納された場合は、上記財産の差押えを解除します。
2 延滞金及び滞納処分費は、この差押調書作成の日までのものです。

差 押 財 産 搬 出 調 書（ 謄 本 ）					
年 月 日					
様					
地域振興局 印 徴税吏員					
下記差押財産の保管を解除し搬出します。					
滞 納 者		住（居）所		氏 名 又は名称	
財産を占有 する第三者 （保 管 人）		住（居）所		氏 名 又は名称	
差押年月日		名 称		性質 その他	数 量 備 考
差 押 財 産 の 表 示	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
差押財産搬出調書謄本を受領しました。			救 済		
年 月 日			1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。		
立会人（ ）					
差押財産搬出調書謄本(保管者あて)を受領しました。					
年 月 日 ()					
この謄本は、原本と相違ないことを証明する。					
年 月 日					
地域振興局 徴 税 吏 員			印		

財産の引渡命令書										
年 月 日										
様 地域振興局長 徴税吏員 印										
下記滞納県税徴収金を徴収するため必要があるので、下記処分理由により、あなたが占有して いる滞納者所有の下記財産を徴税吏員に引渡してください。 国税徴収法第58条第2項の規定により通知します。										
滞 納 者		住(居)所				氏 名 又は名称				
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考
					円	法律による金額 円	円	円	円	
						" ()				
						" ()				
						" ()				
	滞納県税徴収金の総計				円					
引 渡 命 令 財 産	名称、性質及び所在等								数 量	
占有者		住(居)所				氏名又は 名 称				
引 渡 期 限		年 月 日 限り				引 渡 場 所				
引渡命令書を発する根拠規定						国税徴収法 第 条 第 項				
処分理由										
参 考 事 項	あなたが占有している滞納者所有の財産を 徴税吏員に引き渡すことにより、その権利を 害される場合には、これを保護する規定（国 税徴収法第59条第1項から第3項まで、及 び同法施行令第25条）があります。					救 済				
						1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算 して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすること ができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできま す。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経 過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。				
						2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起 することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌 日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴 訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があ るとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から 起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合 があります。				
	連 絡 先									
所 属		氏 名			電 話					

注 延滞金及び滞納処分費は、この命令書作成の日までの仮算定額です。

財産の引渡命令をした旨の差押通知書

年 月 日

様

地域振興局長

徴税吏員

印

下記のとおり、滞納県税徴収金を徴収するため、あなたの財産を占有している下記の者に対して財産の引渡命令書を発しました。
 国税徴収法第58条第2項の規定により通知します。

滞 納 者		住 (居) 所					氏 名 又は名称			
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考
					円	法律による金額 円	円	円	円	
						" ()				
						" ()				
						" ()				
	滞納県税徴収金の総計									
引 渡 命 令 財 産	名 称・性 質及び所 在 等								数 量	
	占有者	住 (居) 所						氏名又は 名 称		
引渡 期限	年 月 日限り				引渡 場所					
引渡命令書を発する根拠規定					国税徴収法 第 条 第 項					
備 考										

(注) 延滞金及び滞納処分費は、この通知書作成の日までの仮算定額です。

連 絡 先		
所 属	担 当 者	電 話

別記第26号様式 削除

引揚物件（引継書）兼保管出納整理簿

第27号様式

(取扱職員)		地域振興局 徴税吏員		様		年 月 日								
下記物件を引継ぎします。						(引継者)		地域振興局 徴税吏員		印				
滞 納 者		住(居)所 又は所在地				氏 名 又は名称								
物件 番号	受 入 れ					払 出 し				払 出 し				備 考
	年月日	名 称	性質その他	数 量	確認印	年月日	数 量	数 量	確認印	年月日	数 量	数 量	確認印	

注 備考欄には、払出しの内容(売却、還付)等について記載すること。

第 号 年 月 日差押え

地域振興局



県 税 滞 納 処 分 差 押 物 件

この封印を損かいし又はその他の方法をもって無効にした者は、刑法第96条により処罰されます。

公 示 書

年 月 日

地域振興局

印

下記の財産は 年 月 日の県税滞納処分による差押財産である。
この公示書を損壊し、又はその他の方法をもって無効にした者は刑法第96条の規定
により処罰されます。

差 押 財 産

(名称、性質その他)	(数量)
公示場所	

債権差押調書（謄本）

（債権用）

年 月 日

地域振興局長

徴税吏員

下記滞納県税徴収金が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税徴収金を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、下記の財産を差し押さえましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作ります。

この差押債権の取立てその他の処分を禁じます。

滞納者		住（居）所				氏 名 又は名称			
滞納県税徴収金	年 度	期 別	税 目	納期限 督促状 発付日	税 額	延滞金	加算金	加算金	備 考
					円	法律による金額 円	円	円	円
						〃			
						〃			
						〃			
						〃			
	計					〃			
差 押 債 権	債務者	住（居）所			氏 名 又は名称				
履 行 期 限				年 月 日まで					
この謄本は原本と相違ないことを証明する。				救 済					
年 月 日				1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内と地方税法第19条の4（審査請求期間の特例）に規定する日又は期限とのうち、いずれか早い日又は期限（以下「不服申立期間」といいます。）までに、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。					
地域振興局長 徴 税 吏 員				2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。（（2）及び（3）に該当する場合であっても、地方税法第19条の13（滞納処分に関する出訴期間の特例）において準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。） （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。					
				連 絡 先					
				所 属		氏 名		電 話	

（注）延滞金及び滞納処分費は、この差押調書作成の日までのものです。

債権差押調書（謄本）

年 月 日

地域振興局長
徴税吏員

下記滞納県税徴収金を徴収するため、下記処分理由により、国税徴収法第47条第1項の規定に基づき、下記の財産を差し押さえましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作ります。
この差押債権の取立てその他の処分を禁じます。

滞納者		住（居）所						氏名 又は名称			
滞納県税 徴収金	年度	期別	税目	納期限 督促状 発付日	税額	延滞金	加算金	加算金		備考	
					円	法律による金額 円	円	円	円		
						〃					
						〃					
						〃					
	計					〃					
差押 債権	債務者	住（居）所					氏名 又は名称				
履行期限			年 月 日まで								
処分理由											
この謄本は原本と相違ないことを証明する。 年 月 日 地域振興局長 徴税吏員 印					救 済						
					1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内と地方税法第19条の4（審査請求期間の特例）に規定する日又は期限とのうち、いずれか早い日又は期限（以下「不服申立期間」といいます。）までに、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。						
					2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。（(2)及び(3)に該当する場合であっても、地方税法第19条の13（滞納処分に関する出訴期間の特例）において準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。） (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。						
					連 絡 先						
					所 属	氏 名		電 話			

（注）延滞金及び滞納処分費は、この差押調書作成の日までのものです。

債 権 差 押 通 知 書										
様						年 月 日				
地域振興局長 徴税吏員						印				
下記の滞納県税徴収金を徴収するため、下記の債権を差し押えます。 差押債権は、下記の履行期日までに当地域振興局に支払ってください。 なお、この通知を受けた後は、債権者に支払ってもその支払いは無効です。										
滞 納 者		住（居）所					氏 名 又は名称			
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考
					円	法律による金額 円	円	円	円	
						〃				
						〃				
						〃				
	計					〃				
差 押 債 権	債務者	住（居）所				氏 名 又は名称				
履 行 期 限				年 月 日まで						
備 考	この差押えは、あなたの債権者が滞納しているのでその滞納税金を徴収するために、滞納者（債権者）の有する上記記載のあなたに対する債権を差し押えたもので、あなたの財産を差し押える趣旨ではありません。 この差押えの結果、あなたは滞納者（債権者）に支払うことになっているものを当地域振興局に支払うことになります。					救 済				
						1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内と地方税法第19条の4（審査請求期間の特例）に規定する日又は期限とのうち、いずれか早い日又は期限（以下「不服申立期間」といいます。）までに、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。				
						2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁判を経ずに訴訟を提起することができます。（(2)及び(3)に該当する場合であっても、地方税法第19条の13（滞納処分に関する出訴期間の特例）において準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。） (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁判がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁判のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁判があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。				
						連 絡 先				
						所 属	氏 名		電 話	

（注）延滞金及び滞納処分費は、この差押通知書作成の日までのものです。

差押債権の弁済期限猶予承認書

年 月 日

様

(滞納者) 住 (居) 所
氏 名

(印)

下記のとおり証券による弁済委託を承認します。

弁済委託者 (第三債務者)	住 (居) 所					
	氏名又は 名 称					
差 押 債 権 の 表 示						
	差押債権の弁済期日		年 月 日			
証 券 の 内 容	証券の種類	券 面 金 額	支 払 期 日	支 払 場 所	支 払 人	振 出 人
	記 号 番 号					
備 考						

登 記 嘱 託 書

登 記 の 目 的 債権差押

目的たる権利 年 月 日受付第 号順位 番抵当権の債権

原 因 年 月 日抵当権付債権の差押

権 利 者 新 潟 県

義 務 者

添 付 書 類 登記原因証明情報 嘱託書写し

年 月 日

嘱 託 者 新 潟 県 知 事

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第6条第1項第1号の規定により
委任を受けた者

地域振興局長



（連絡先 — — 担当： ）

法務局 支 局 御中
出張所

登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第11号の規定により納付しない。

不 動 産 の 表 示

別記第34号様式 削除

担保権付債権差押通知書

(権利者) 年 月 日

様

地域振興局長

徴税吏員 国

下記のとおり、滞納県税徴収金を徴収するため、担保権付債権を差し押さえました。

国税徴収法第64条の規定により通知します。

滞 納 者 (債権者)		住 (居) 所				氏 名 又は名称						
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考		
					円	法律による金額 円	円	円	円			
						〃						
						〃						
						〃						
滞納県税徴収金の総計					円							
差 押 債 権	債務者		住 (居) 所		氏名又は 名 称							
	差押年月日		年 月 日				担 保 権 の 順 位					
	履 行 期 限		年 月 日				第 順位					
備 考							連 絡 先					
							所 属		担 当 者		電 話	

注 延滞金及滞納処分費は、この通知書作成の日までの仮算定額です。

☐ 謄 本 ☐ 台帳謄本 ☐ 抄 本 ☐ 閱 覧 ☐ 全部証明		閱 覧 申 請 書 交 付					
不 動 産	種 別	郡・市	町・村・大字	丁目・字	地 番	家屋番号又は所有者名	請求通数
	☐ 土地						
	☐ 建物						
	☐ 土地						
	☐ 建物						
	☐ 土地						
	☐ 建物						
	☐ 土地						
	☐ 建物						
	請求事項	☐ 全部謄本 ☐ 全部謄本(現に効力を有する登記のない用紙省略)) ☐ 所有者の住所氏名 ☐ 年 月 日の登記事項 ☐ 専有部分の全部抄本 ☐ 専有部分の現に効力のある部分の抄本					
商 業 法 人	商 号 (名 称)				コード番号 索引番号		
	本 店 (事務所)						
	請求事項	☐ 全部謄本 ☐ 代表者 ()の住所・氏名 ☐ 役員欄 ☐ 事項 (年 月 日登記) ☐ 全部証明 ☐ 閉鎖謄本 (年 月 日) ☐ 閉鎖役員欄 (年 月 日) ☐					請求の通数 通
申請の目的		県 税 滞 納 処 分 の た め					
閱 覧 者		徴税吏員					
手 数 料		登記手数料令第18条により納付しない。					
上記のとおり閲覧(交付)を申請します。 年 月 日 申 請 人 新潟県 新潟地方法務局 支 局 出張所 御中							
受 付		交付枚数		受付年月日		確認印	
※ 第 号		枚					

(注) 1 該当の個所に記入のうえ□のところにレ印をつける。
2 1通の申請書で、不動産、商業法人の双方について申請することはできないこと。
3 商業法人でコード番号又は索引番号のわかっているものは記入する。
4 ※欄は記入しないこと。

新潟地方法務局 支 局・出張所 御中

☐ 謄本 ☐ 抄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ 閲覧 (登記簿・公図・地積測量図・建物平面図・) ☐ 登記事項要約書 ☐ ()				年 月 日 申請書 申請人 新潟県 印			
不動産	種 別	郡・市・区	町・村	丁目・大字・字	地 番	家屋番号又は所有者名	請求通数
	☐ 土地 ☐ 建物						
	☐ 土地 ☐ 建物						
	☐ 土地 ☐ 建物						
	☐ 土地 ☐ 建物						
	☐ 土地 ☐ 建物						
	☐ 土地 ☐ 建物						
請求事項	☐ 登記事項証明書 ☐ 全部事項 ☐ 現在事項 ☐ 区分建物全部事項(マンション名) ☐ 所有者・共有者事項(住所・氏名) ☐ コンピューター化に伴うもの ☐ 合筆、滅失等によるもの: 年 月 日 ☐ ☐						
商業法人	商 号 (名 称)						
	本 店 (事務所)						
請求事項	☐ 全部謄本 ☐ 代表者 ()の住所・氏名 ☐ 事項 (年 月 日登記) ☐ 全部証明 ☐ 閉鎖謄本 (年 月 日) ☐ ☐					請求通数 通	
申請の目的		☐ 県 税 滞 納 処 分 の た め ☐ 県 税 賦 課 調 査 の た め					
閲 覧 者		徴税吏員					
手 数 料		登記手数料令第18条により納付しない。					
交付通数		交付枚数	受 付 年 月 日				確認印
※			交 付 年 月 日				

(注) 1 該当の個所に記入のうえ□のところにレ印をつける。
 2 1通の申請書で、不動産、商業法人の双方について申請することはできません。
 3 登記事項証明書と謄・抄本は申請書をそれぞれ別々に書いてください。
 登記事項要約書と閲覧・交付についても同様です。
 4 ※欄は記入しないでください。

別記第37号様式 削除

差 押 調 書（謄本）

年 月 日

地域振興局長
徴税吏員

印

下記の滞納県税徴収金を徴収するため、下記の財産を差し押さえたので、国税
徴収法第54条の規定によりこの調書を作ります。

（不動産等、第三債務者がいない無体財産権等用）

滞 納 者		住（居）所					氏 名 又は名称			
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考
					円	法律による金額 円	円	円	円	
						〃				
						〃				
						〃				
						〃				
計					〃					
差 押 財 産	名 称、数 量、性 質 及 び 所 在								備 考	
この謄本は原本と相違ないことを証明する。										
年 月 日 地域振興局長 徴税吏員										
連 絡 先	所 属		氏 名		電 話					

差 押 書

(滞納者)

様

地域振興局長
徴税吏員

年 月 日

印

下記滞納県税徴収金が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税徴収金を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、下記の財産を差し押えます。

滞 納 者		住 (居) 所				氏 名 又は名称			
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限 督促状 發付日	税 額	延滞金	加算金	加算金	備 考
					円	法律による金額 円	円	円	円
						〃			
						〃			
						〃			
						〃			
						〃			
計						〃			
差 押 財 産	名称、数量、性質及び所在								備 考
備 考	連 絡 先						救 済		
	所 属	氏 名	電 話	1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内と地方税法第19条の4（審査請求期間の特例）に規定する日又は期限とのうち、いずれか早い日又は期限（以下「不服申立期間」といいます。）までに、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。（2）及び（3）に該当する場合であっても、地方税法第19条の13（滞納処分に関する出訴期間の特例）において準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。） (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。					
	関係者あて發送年月日		・				・		

(注) 1 滞納県税等が完納された場合は、上記財産の差押えを解除します。
2 延滞金及び滞納処分費は、この差押書作成の日までのものです。